

NE 情報便

(株)エヌ・イーサポート

広島市西区己斐本町 3-13-16

TEL 082-272-9000

http://www.nesupport.co.jp/

公衆浴場の衛生確保（水質検査）について

ホテル/旅館、映画館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所などの人々の日常生活に深い関わりのある施設については、安心して暮らすことができる環境づくりのための管理指針等が国や地方自治体により設けられています。

例えば「公衆浴場」...例) 銭湯・健康ランド・ゴルフ場浴場・スポーツジム浴場・サウナ etc は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」(平成15年2月14日付健発第0214004号厚生労働省健康局長通知)により、以下のような管理基準が設けられています

管理項目	原水、原湯、上がり用湯、上がり用水	浴槽水
水素イオン濃度(PH値)	5.8以上～8.6以下	-
濁度	2度以下	5度以下
色度	5度以下	-
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L 以下	25mg/L 以下
大腸菌群(県施行規則*)	50ml 中に検出されないこと	1個/ml 以下
レジオネラ属菌(県施行規則*)	検出されないこと(10CFU/100ml 未満)	検出されないこと (10CFU/100ml 未満)
備 考 (検査の頻度等)	原水、原湯、上がり用水、上がり用湯、循環ろ過装置を使用していない浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水：1回以上/年 連日使用している循環浴槽水：2回以上/年 (浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合：4回以上/年)	
	*印 = 広島県の施行規則 (公衆浴場法施行規則にも該当)	

多数の人が利用する入浴施設を感染源とするレジオネラ症の発生などは、抵抗力が弱い人ほど感染しやすいため、高齢者などが利用する入浴設備では特に注意が必要です。

レジオネラ症の防止対策については、

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(厚生労働省)、

「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(厚生労働省)、

「レジオネラ症防止指針 第3版」(財)ビル管理教育センター など、各機関から管理指針やマニュアルが公表されております。その他、浴槽水水質検査等について、詳しくは **当社営業部まで** (TEL 082-272-9000)お気軽にお問い合わせください。

上記以外にも、施設管理に係る各種 検査・測定など遠慮なくご相談ください。